

## 松浪地区まちぢから協議会 臨時総会次第

日時 令和3年2月17日（水）午前9時30分より

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

### 臨時総会

- 1 開会（副会長）
- 2 総会の定足数報告
- 3 会長あいさつ
- 4 議長の選任について（副会長）
- 5 議事
  - (1) 議事録署名人の選任
  - (2) 議案【第1号】 令和2年度松浪地区まちぢから協議会公募委員について
  - 議案【第2号】 松浪地区まちぢから協議会規約の改定について
  - 議案【第3号】 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこ事務員雇用に関する規程の改定について
  - 議案【第4号】 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこ事務員の職務等に関する規程の改定について
  - 議案【第5号】 松浪コミュニティセンター管理者手当に関する規程の改定について
  - (3) その他
- 6 閉会（副会長）

## 公募委員の選考結果について

## 【選考結果】

氏名	順位	備考
長崎 利明	2	
山下 栄子	3	※一次選考のみ
川田 昌子	1	

## 【選考概要】

選考委員会議によって応募者3名のうち、上位2名を選考した。

3名の応募者に対して、一次選考（書類）において2名が通過、その後二次選考（面接）を1月13日に実施し、最終的な順位付けを行った。

## 【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（委員）

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地区に属する全ての単位自治会の代表者
- (2) 地区社会福祉協議会の代表
- (3) 地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 地区老人クラブ連合会の代表
- (5) 地域包括支援センターさざなみの代表
- (6) 地区体育振興会の代表
- (7) 地区スポーツ少年団の代表
- (8) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (9) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (10) 松浪小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (11) 汐見台小学校PTAの代表
- (12) 緑が浜小学校PGTの代表
- (13) 松浪小学校PTAの代表
- (14) 松浪中学校PTAの代表
- (15) 松浪学区子ども会連合会の代表
- (15-16) 食生活改善推進団体の代表

2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。

(1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し、応募し、別に定めた選考要領により選考された者

(2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者

3 委員の任期は2年とする。ただし、第1項各号及び前項第2号に規定する者については、再任を妨げない。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 松浪地区まちぢから協議会規約（改正案）

（名称及び所在地）

第1条 本会は、松浪地区まちぢから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を松浪コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市常盤町2番2号）とする。

（区域）

第2条 本会の区域は、市長が告示する松浪地区（以下「地区」という。）とする。

（目的）

第3条 本会は、~~茅ヶ崎市自治基本条例の第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）に基づき、~~「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考えの基、~~地区の単位自治会の代表者、地区の各分野の地域団体の代表及び地区内に居住する者で構成された地区の代表性をもった組織として、松浪コミュニティセンターを拠点に新たな地域コミュニティを形成し、~~地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちぢからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。

2 本会は、松浪コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

3 本会は、子どもの家なみっこの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

4 本会は、松浪自治会館の管理運営を行い、地区内の住民の自治と文化の向上及び親睦融和を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の住民及び各種団体等の共通の課題解決に向けた取り組みに関する事。
- (2) 地区内の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関する事。
- (3) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関する事。
- (4) 地区内の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事。
- (5) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの管理運営に関する事。
- (6) 松浪自治会館の管理運営に関する事。
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関する事。

（委員）

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地区に属する全ての単位自治会の代表者
- (2) 地区社会福祉協議会の代表

- (3) 地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 地区老人クラブ連合会の代表
- (5) 地域包括支援センターさざなみの代表
- (6) 地区体育振興会の代表
- (7) 地区スポーツ少年団の代表
- (8) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (9) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (10) 松浪小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (11) 汐見台小学校PTAの代表
- (12) 緑が浜小学校PGTの代表
- (13) 松浪小学校PTAの代表
- (14) 松浪中学校PTAの代表

~~(15) 松浪学区子ども会連合会の代表~~

(15) 食生活改善推進団体の代表

- 2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。
  - (1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し、応募し、別に定めた選考要領により選考された者
  - (2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、第1項各号及び前項第2号に規定する者については、再任を妨げない。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(準委員)

第6条 本会に準委員を置く。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 監事 4名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、会計、書記及び監事は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 書記は、事務局を総括する。
- 5 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が、本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

- 2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会は委任状の提出があった委員については、出席があったものとみなす。
- 3 総会及び運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会構成)

第13条 総会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

- 2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、総会の構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) まちぢから協議会の事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) まちぢから協議会の予算及び決算に関する事項
- (3) まちぢから協議会の役員、準委員の選任及び解任に関する事項
- (4) 第5条の第2項に掲げる委員の選任及び解任に関する事項
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 本規約の制定及び改正に関する事項
- (7) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの事業計画及び事業報告に関する事項
- (8) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの予算及び決算に関する事項
- (9) 松浪コミュニティセンターの役員を選任及び解任に関する事項
- (10) 松浪自治会館の予算及び決算に関する事項

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

3 議事録は、委員に送付する。

(役員会の構成)

第18条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項
- (2) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関する事項

(運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 部会長の選任及び解任に関する事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 各部会が協議した事業に関する事項
- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関する事項
- (5) 本会に関係する規程等の制定及び改正に関する事項
- (6) 松浪コミュニティセンターの管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (7) 松浪コミカフェの管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (8) 松浪自治会館の管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (9) 総会に付議すべき事項
- (10) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (11) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (12) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項

(部会の構成)

第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。

- 2 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員とする。
- 4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。
- 5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。（自治会長部会を除く。）

(部会長及び副部会長の職務)

第25条 各部会長、各副部会長は次の職務を行う。

- 2 部会長は、当該部会を代表し、会務を総括すると共に運営委員会に出席する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。

(部会長及び副部会長の任期)

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第27条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

(部会の審議事項)

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。

- 2 部会名及び所掌する事項は別に定める。

(松浪コミュニティセンターの管理運営)

第29条 松浪コミュニティセンターの管理運営は、本会の中に設ける松浪コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

2 松浪コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(松浪自治会館の管理運営)

第30条 松浪自治会館の管理運営は、本会の中に設ける松浪自治会館管理運営委員会が行う。

2 松浪自治会館管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第31条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には地区内に居住する者から役員会が推薦し、運営委員会の議決を得た者を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第32条 事務局は、会議に出席し、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (2) 会議の資料の作成
- (3) 会議の議事録の作成
- (4) 会計事務に伴う資料の作成
- (5) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (6) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第33条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第34条 協議会の経費は、市からの補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第35条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(設立年月日)

第36条 本会の設立年月日は、平成25年5月31日とする。

(必要事項)

第37条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。



附 則

この規約は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月20日から施行する。

**附 則**

**この規約は、令和3年2月17日から施行する。**

松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこ事務員雇用に関する規程  
(改正案)

(目的)

第 1 条 この規程は、松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの秩序を維持し円滑な運営を行うため、松浪地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）が雇用する事務員の雇用及び勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(雇用)

第 2 条 事務員については、次の各号のいずれの要件を備える者のうちから、協議会の会長及び副会長を含む必要な委員で構成する事務員選考委員会が小論文又は面接等により選考し、雇用する。

- (1) 採用日の年齢が満 20 歳以上の者
- (2) 地域の活動やボランティア活動に理解のある者
- (3) 健康で業務に積極的に寄与する意欲を有している者
- (4) 市長が告示する松浪地区内に居住する者

(雇用期間)

第 3 条 事務員の雇用期間は、1 年とする。

2 協議会は、雇用期間内における勤務成績が良好であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、その雇用期間が引き続き 5 年を超えない範囲で雇用することができる。

- (1) 業務の専門性又は勤務場所の特殊性により後任者の雇用が困難な場合
- (2) その他協議会役員会が特に必要と認めた場合

(雇用手続)

第 4 条 事務員の雇用に関しては、被雇用者に対し協議会より雇用契約書を交付するものとする。

(解雇)

第5条 協議会は、事務員が次の各号のいずれかに該当する場合は、雇用の際に定めた雇用期間にかかわらず、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
  - (2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - (3) 前2号に規定する場合のほか、その業務に必要な適格性を欠く場合
  - (4) 刑事事件に関し起訴された場合
  - (5) 勤務規程に違反したと認められた場合
- (賃金の支払い)

第6条 賃金は時給とし、別に定める個別の雇用契約書によるものとする。

2 賃金等の支払い方法については、当該月の勤務日の初日から最終日までの期間の1時間あたりの金額に実働時間を乗じた額を、原則として翌月10日までに本人に支払うものとする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支払うものとする。

(年次有給休暇)

第7条 採用日から6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、別表のとおり年次有給休暇を与える。

2 前項の年次有給休暇は、事務員があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、労働者が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。

3 付与日から1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。

(退職)

第7-8条 事務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職を願い出て承認されたとき。
- (3) 雇用期間が終了したとき。
- (4) 年齢が満 75 歳に達した日の月末になったとき。

(希望退職)

第 ~~8-9~~ 条 事務員は、退職しようとするときは、退職する日の 1 月前までに退職願を提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認めるときは、1 月以内においても提出することができる。

(損害賠償)

第 ~~9-10~~ 条 事務員は、故意または重大な過失により、協議会あるいは茅ヶ崎市に損害を与えたときは、その損害の全部又は一部を賠償する責任を負う。

(繰り上げ雇用)

第 ~~10-11~~ 条 事務員の雇用で、1 年未満で自己退職した場合は、公募選考時次点であった者を繰り上げ雇用とする。

(補則)

第 ~~11-12~~ 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 21 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 18 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 17 日から適用する。

【別表】（週所定労働日数30時間未満かつ週所定労働日数4日以下の労働者を対象）

週所定 労働日数	年間所定 労働日数※	勤続 0.5年	勤続 1.5年	勤続 2.5年	勤続 3.5年	勤続 4.5年	勤続 5.5年	勤続 6.5年以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合。

松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこ事務員の職務等に関する規程  
(改正案)

(目的)

第1条 この規程は、松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの秩序を維持し円滑な運営を秩序を維持し円滑な運営を行うため、松浪地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）が雇用する事務員の職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務員の職務)

第2条 事務員の職務は次のとおりとする。

- (1) コミュニティセンターの利用者の受付、茅ヶ崎市地域集会施設条例等に基づく承認等に関すること。
- (2) 備品等の貸出に関すること。
- (3) コミュニティセンターの開閉館等、施設の維持管理に関すること。
- (4) コミュニティセンター内及び敷地内の清掃に関すること。
- (5) 事務用消耗品、什器、備品、一般消耗品等の購買、保管、管理に関すること。
- (6) コミュニティセンターの設備、附属設備及び機器類の管理及び軽微な修繕に関すること。
- (7) 文書の受発信及び整備保管。
- (8) 火災等の災害時における関係機関への連絡及び利用者の避難誘導に関すること。
- (9) 遺失物、拾得物及び盗難届に関すること。
- (10) 各種掲示物に関すること。
- (11) コミュニティセンターを使用した協議会が企画する自主企画事業に関すること。

(12) その他協議会がコミュニティセンターの管理運営に必要と認めた業務に関すること。

(サービス)

第3条 事務員のサービスは次のとおりとする。

(1) コミュニティセンターが市民のための施設であることを十分認識した対応をする。

(2) 常に明るく親切で、言葉遣いや服装にも注意する。

(3) 来館者に不快な思いをさせないようにする。

(4) コミュニティセンター内を常に明るい清潔な環境を維持できるよう細心の注意を払う。

(5) 業務は能率的に行わなければならない。

(6) 職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(7) 退職した後も、業務によって知れ得た情報を漏らしてはならない。

(勤務日)

第4条 勤務日については、茅ヶ崎市地域集会施設条例第7条で定める休館日以外で、松浪コミュニティセンター **管理運営委員会副委員長(の館長)** (以下「館長」という。) が定める勤務日程表によるものとする。

(勤務時間)

第5条 勤務時間については、茅ヶ崎市地域集会施設条例第8条で定める開館時間(午前9時から午後9時まで、ただし、7月から9月にあっては9時30分まで)とする。ただし、緊急を要する業務で、館長が勤務時間として認める場合はこの限りでない。

附 則

この規則は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。



## 松浪コミュニティセンター管理者手当に関する規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、松浪コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）の委員長、副委員長及び会計（以下「会長等」という。）、その他、特任業務を担当した者に対する管理者手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理者手当）

第2条 この規程において管理者手当とは、委員会が委員長等に対し、コミュニティセンターの管理業務全般及び事業に対する手当として支給するものをいう。金額については、別表のとおりとする。

（決定方法）

第3条 委員会は、委員長等の職務内容を考慮して、予算の範囲内で、管理者手当を支給することが出来る。支給額等を決定する場合は、松浪地区まちぢから協議会運営委員会の承認を得なければならない。

（管理者手当の支払）

第4条 管理者手当は、月額とし、翌月10日までに支給する。

2 管理者手当は、委員長等が月の中で就任し、若しくは退任し、又は死亡したときの管理者手当の額は、その月分の全額を支給する。

3 任期満了により退任した者が再び就任した場合における前2項の規定の適用については、引き続き在職したものとみなす。

（補則）

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月17日から施行する。

## 別表

職 名	金 額	備 考
委員長 (館長)	<del>217,000</del> 240,000 円/年	1名
副委員長 (館長)	<del>267,000</del> 120,000 円/年	1名
副委員長 (松浪コミュニケーション 管理運営委員会委員長)	<del>34,000</del> 円/年	
会計	<del>134,000</del> 180,000 円/年	1名
常任委員	<del>34,000</del> 60,000 円/年	3名
管理者手当 (合計)	720,000 円/年	